

令和6年度 製菓衛生師試験

受験案内

出願 期間	令和6年4月9日（火） ～4月26日（金）（消印有効）
試験 日時	令和6年7月14日（日） 午後1時30分～午後3時30分

関西広域連合

この試験は、製菓衛生師法（昭和41年7月4日法律第115号）第4条第1項の規定に基づき、都道府県知事が行うものですが、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県の試験については、平成25年度より、関西広域連合長が実施しています。

関西広域連合は、府県を越える広域的な行政ニーズに一体的に対応するため、平成22年12月に設立された、関西の2府6県4政令市で構成する特別地方公共団体です。

目次

1. 試験日時	2
2. 試験会場	2
3. 試験科目	2
4. 受験料	2
5. 受験願書提出時の注意事項	2
6. 受験資格	3
7. 菓子製造業務従事歴についての注意事項	4
(1) 証明者について	4
(2) 証明印について	4
(3) その他	4
8. 提出書類等	5
9. 受験願書受付	6
10. 試験に関する留意事項	6
(1) 試験当日	6
(2) その他	7
11. 合否判定	7
12. 合格発表	7
13. 得点の開示	7
14. 会場案内図	8～9
15. 問合せ先	9

厳守事項等について

- 本受験案内は必ず熟読してください
- 書類の記入に当たっては誤りのないようにしてください
- 書類の提出期限は厳守してください
- 書類は簡易書留郵便で送ってください
- 本受験案内は、合格発表まで大切に保管してください
- 出願書類に不備がある場合、受験できないことがあるので注意してください

試験日程等について

令和6年 4月9日(火)	願書受付開始
4月26日(金) 消印有効	願書受付締切
6月末頃	受験票発送
7月14日(日)	試験当日
8月23日(金) 午前10時	合格発表

1. 試験日時

令和6年7月14日(日) 午後1時30分～午後3時30分 (集合時間 午後1時10分)

2. 試験会場 ※各会場への問い合わせは、絶対にしないでください。

下記の会場から選択し、受験願書に**希望会場の番号を必ず記入**してください。

試験会場は受験票で指定しますので、指定された会場で受験してください。

- 受験願書提出後の会場変更はできません。
- 受験願書に希望会場の記入がない場合は、希望がないものとして会場を指定します。
- やむをえず希望会場以外の会場を指定する場合があります。

番号	会場名	試験会場	所在地
1	滋賀会場	滋賀短期大学	滋賀県大津市竜が丘24-4
2	京都会場	京都大学(吉田南構内)	京都府京都市左京区吉田二本松町
3	福知山会場	市民交流プラザふくちやま	京都府福知山市駅前町400
4	大阪会場	関西大学千里山キャンパス	大阪府吹田市山手町3-3-35
5	神戸会場	神戸市外国語大学	神戸市西区学園東町9-1
6	姫路会場	姫路商工会議所	兵庫県姫路市下寺町43
7	和歌山会場	和歌山県勤労福祉会館 プラザホープ	和歌山県和歌山市北出島1-5-47
8	田辺会場	上富田文化会館	和歌山県西牟婁郡上富田町朝来758-1
9	徳島会場	徳島県労働福祉会館 ヒューマンわーくびあ徳島(別館)	徳島県徳島市昭和町3-35-1

3. 試験科目

①衛生法規(4問)、②公衆衛生学(9問)、③栄養学(6問)、④食品学(6問)、

⑤食品衛生学(11問)、⑥製菓理論及び実技(24問)の6科目、計60問

●試験問題は四肢択一、マークシート方式の筆記試験です。

●製菓理論及び実技については、製菓理論(18問)と製菓実技(6問)に分かれており、そのうち製菓実技は、和菓子・洋菓子・製パンの中からいずれか1つを選択して解答してください。

*職業能力開発技能検定において、「菓子製造の1級若しくは2級」又は「パン製造の特級、1級若しくは2級」のいずれかに合格している者は、申し出(注)により、試験科目のうち「製菓理論及び実技」の免除を受けることができます。

(注) 受験願書の製菓理論及び実技の免除欄にレ点を記入し、当該検定の合格証書の「交付日」「番号」及び「級」を記入するとともに、合格証書の原本を同封してください。(確認後返却します。)

4. 受験料 9,400円

5. 受験願書提出時の注意事項

●受験願書受付後は、いかなる理由があっても**受験料及び提出書類等は返還できません。**「6. 受験資格」をご確認いただき、「8. 提出書類等」のうち該当する全ての書類を揃えた上で、受験料を払込みください。

●受験願書への虚偽の記入や虚偽の証明書の提出が判明した場合、又は受験中の不正行為が判明した場合は、受験資格や合格を取り消し、又は資格を取り消す場合があります。

●受験に際し、疾病や障害等のために配慮を希望する方は、受験願書の「受験時の配慮の希望」欄に個々の症状や状態等をご記入ください。配慮希望事項について、受験願書提出前のご相談も受け付けております。(相談先:06-4803-5669)

●**出願手続に関して変更がある場合は、関西広域連合ホームページで随時お知らせします。**

6. 受験資格

次の(1)~(3)のいずれかに該当することが必要です。

- (1) 新制中学校卒業（又はこれと同等以上）の学力を有する者で、都道府県の指定する製菓衛生師養成施設において、1年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得した者。
- (2) 新制中学校卒業（又はこれと同等以上）の学力を有する者で、食品衛生法の菓子製造に係る営業許可（菓子製造業、複合型そうざい製造業のうち菓子の製造を営むもの又は複合型冷凍食品製造業のうち菓子の製造を営むもののいずれか）を受けた施設で、証明時において2年以上の菓子製造業務に従事していた経験のある者。
- (3) (1)及び(2)以外の者で、製菓衛生師法の施行された昭和41年12月26日において菓子製造業務に従事しており、かつ、3年以上菓子製造業務に従事していた者。

* 次の場合は、厚生労働大臣の学力認定を受けることにより、新制中学校卒業（又はこれと同等以上）の学力を有する者として認められます。

【学力認定が必要な者】

- ・ 学校教育法による各種学校として都道府県知事によりその設置を認可されている外国人学校の中等を修了した者。
- ・ 小学校（外国において学校教育における6年の課程を含む。）を修了していない者で、日本において菓子製造業務に従事している者。
- ・ 外国において学校教育における9年の課程を修了した者で、当該学校の廃止等により卒業（修了）証明書を取得できない者。なお、卒業証明書等を取得し、確認できる者については、学力認定は必要としない。

厚生労働大臣の学力認定の申請には、取得に時間を要する書類もありますので、該当する方は、至急、関西広域連合製菓衛生師試験担当（電話 06-4803-5669）へお問い合わせください。

なお、受験願書受付までに認定が間に合わない場合は、受験できませんので、ご注意ください。

* 次の場合は、菓子製造業務従事歴として認められません。

（業務内容に関する事項）

ア 食品衛生法の菓子製造に係る営業許可を受けた施設で仕事をしていても、接客業務や経営管理、製品の運搬、調理器具の洗浄など直接、菓子製造と関係のない業務をしていた期間

（就労内容に関する事項）

- イ 製菓学校・教室や小・中・高等学校、短大、大学等で菓子製造を教えていた期間や習っていた期間
- ウ 企業の食品研究業務や家庭での製菓行為
- エ 雇用形態がパート又はアルバイトの場合（ただし、週当たり4日以上かつ24時間以上（週4日×1日6時間、週5日×1日5時間、週6日×1日4時間等）継続して従事している場合は除く。）
- オ 長期休暇（夏休み等）などで、1か月以上菓子製造業務に従事しなかった期間

（従事施設に関する事項）

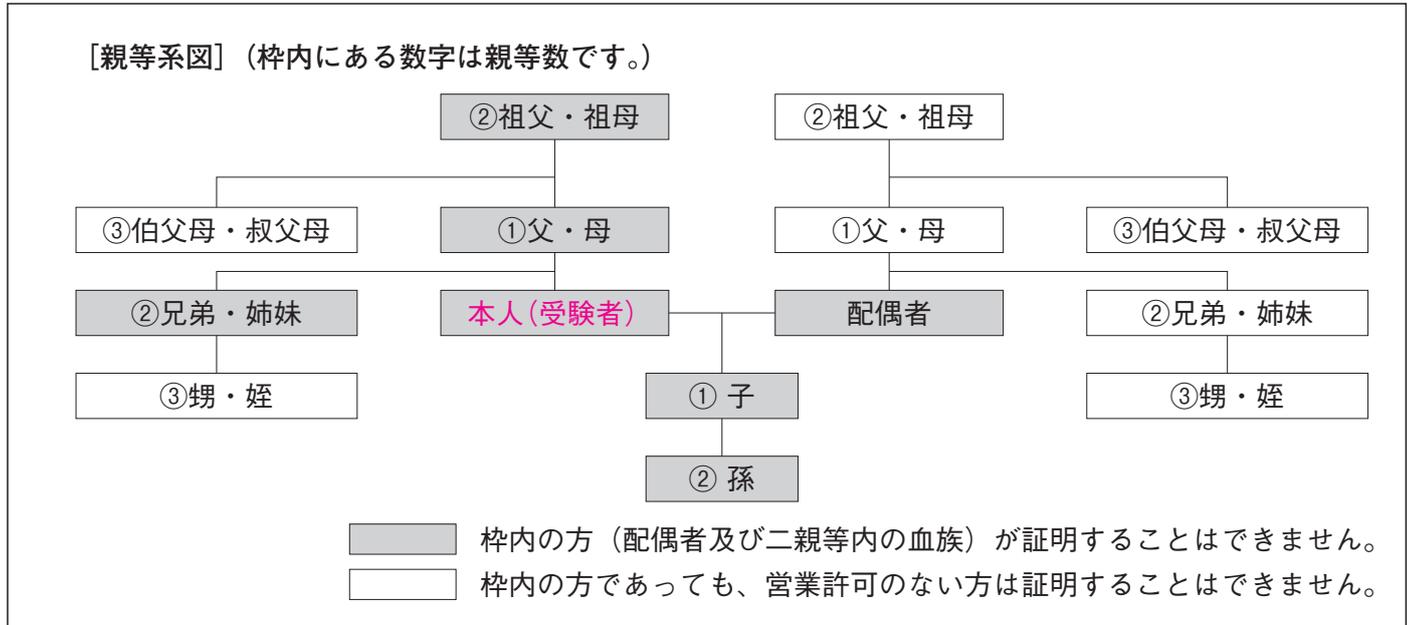
- カ 食品衛生法による営業許可を受けていない施設で菓子製造業務に従事していた期間
- キ レストラン、ホテルなどの飲食店営業の許可施設で従事していた期間
- ク 外国の施設で従事していた期間

7. 菓子製造業務従事歴についての注意事項（菓子製造業務従事証明書作成）

(1) 証明者について

この従事証明は、原則として当該施設の代表者（店主、代表取締役、理事長等）が作成してください。

ただし、受験者と当該施設の代表者が同一人、配偶者若しくは二親等内の血族（下図を参照）の場合、又は廃業等により元の代表者等がない場合は、同業の方（食品衛生法の菓子製造に係る営業許可をお持ちの方）か、菓子工業組合等所属団体の長から証明を受けてください。



(2) 証明印について

次の印を用いてください。

証 明 者	証 明 者 の 印 鑑	印 鑑 例 示
個人店主 （経営者等）	個人実印（市町村に登録されている印鑑） ※実印ではない銀行印や認印等が押印された証明書は無効ですので、ご注意ください。	
法人代表者 （代表取締役・理事長等）	法人代表者印（登記所に提出された印鑑） ※会社印、団体印、組合印、銀行印及び認印等が押印された証明書は無効ですので、ご注意ください。	

(3) その他

- ・従事期間は、証明時に2年以上であることが必要です。
- ・異なる期間に2か所以上の施設で菓子製造業務に従事した場合は、それぞれの施設に係る証明書が必要です。（菓子製造業務従事証明書の用紙をコピーして使用してください。）
- ・受験資格の審査のため、証明者に直接確認させていただくことや、菓子製造業務の事実を立証できる追加資料及び証明書などの提出を求めることがありますので、必ず証明者にご説明の上、証明書の作成を依頼してください。
- ・鉛筆や温度変化によりインキが無色になるペン等で作成された証明書は無効のため、証明書は、必ずボールペン等の消せないペンで作成してください。
- ・訂正が必要な場合は、二重線で見え消しの上修正し、訂正箇所証明印を押印してください。

8. 提出書類等

提出書類	注意事項	
(1)受験願書・写真票	<ul style="list-style-type: none"> ・氏名、生年月日は、戸籍等に記載のとおり正確に記入してください。 ・受験票、合格証書等はJIS第2水準までの文字を使用しますので、ご了承ください。 ・日本国籍を有しない方は、住民票に記載された氏名を記入してください。 (※短期在留者は、旅券その他身分を証する書類に記載された氏名を記入してください。) ・受験願書に記入された住所に受験票を送付しますので、住所は現住所を記入し、郵便番号、建物名、部屋番号、様方、気付等を正確に記入してください。 	
(2)受験料領収済証明書	<ul style="list-style-type: none"> ・受験料は、納入通知書の裏面に記載の金融機関の窓口で払込みの上、「領収済証明書（願書貼付用）」を領収済証明書貼付用紙に貼付してください。 	
(3)写真 (スナップ写真不可)	<ul style="list-style-type: none"> ・次の①～⑤を満たす写真の裏面に氏名を記入し、写真票に貼付してください。 ①6か月以内に撮影、②無帽無背景（マスク着用不可）、③上半身の正面 ④縦4.5cm×横3.5cmサイズ、⑤カラー又は白黒いずれも可 	
(4) 次のうちいずれかの資格があることを証する書類 (※)	◎3頁「6. 受験資格(1)」に該当する場合に準備する書類	
	製菓衛生施設の卒業証明書	<ul style="list-style-type: none"> ・2年制在学中の場合は、卒業証明書に代えて、履修証明書を提出してください。(いずれも複写無効)
	◎3頁「6. 受験資格(2)」に該当する場合に準備する書類	
	①中学校、高等学校等の卒業証明書 (卒業証書ではありません)	<ul style="list-style-type: none"> ・学校教育法による中学校、高等学校、高等専門学校、専修学校（高等課程、専門課程に限る。）又は大学のいずれかのもの。(複写無効) ※専修学校の場合は、課程名に「高等課程」又は「専門課程」と記載されていることが必要です。 ※卒業された学校等に申請し、交付してもらってください。 ＜外国の学校を卒業した場合＞※事前に関西広域連合にご相談ください。 ・最終学校の卒業証明書（原本）及び履歴書が必要です。 ・卒業証明書には、翻訳会社、領事館等の証明印が押印された日本語訳を添付してください。 ＜厚生労働大臣の学力認定者＞※在日外国人学校卒業者等 ・卒業証明書に代えて、厚生労働省から交付された学力認定書（原本）を提出してください。 (6. 受験資格を参照)
	②菓子製造業務従事証明書	<ul style="list-style-type: none"> ・注意事項と記入例を参照の上、原則として、当該施設の代表者（店主、代表取締役、理事長等）から証明を受けてください。(複写無効)
◎3頁「6. 受験資格(3)」に該当する場合に準備する書類		
菓子製造業務従事証明書	<ul style="list-style-type: none"> ・上記参照のこと。 	
(5)職業能力開発技能検定合格証書 ・菓子製造（1級又は2級） ・パン製造（特級、1級又は2級）	<ul style="list-style-type: none"> ・試験科目の「製菓理論及び実技」の免除を受けたい場合に必要です。 ※複写無効です。(原本は、確認後返却します。) 	
(6)戸籍抄本等 (発行日から6か月以内の原本) ※(4)、(5)と氏名が異なる場合のみ	<ul style="list-style-type: none"> ・婚姻等により、提出書類(4)、(5)に記載された氏名が現在と異なる場合に必要です。(複写無効) ※変更事項の経過が最新の戸籍抄本で確認できない場合は、確認できる書類（除籍抄本や改製原戸籍抄本）も必要です。 ＜日本国籍を有しない方＞ ・戸籍抄本等に代えて、以下の書類を提出してください。 中長期在留者、特別永住者 ・「住民票（国籍等の記載があり、個人番号（マイナンバー）が記載されていないもの）」及び「変更事項を証する書類」 短期在留者 ・「旅券その他の身分を証する書類の写し」及び「変更事項を証する書類」 	

(※) 再受験の方へ

令和元年度以降に、関西広域連合が実施した製菓衛生師試験を受験した方は、過去の受験票又は不合格通知を提出することにより、「(4)の書類」は提出不要です。

- 過去の受験票又は不合格通知の氏名が現在と異なる場合は、「(6)戸籍抄本等」が必要です。
- 過去の受験票又は不合格通知を紛失された方は、受験願書提出前に関西広域連合に連絡してください。

9. 受験願書受付

(1) 受付期間・提出方法

令和6年4月9日(火)から同年4月26日(金)までに、「(2)提出先」まで簡易書留郵便により提出してください。(令和6年4月26日(金)までの消印のあるものに限り受付します。)

- 提出書類に不備や不足があった場合は受験できませんので、提出書類に不備や不足が無いか必ず確認の上、送付してください。
- 万が一、不備や不足があった場合、受験願書に記載の電話番号や住所へ連絡を行いますので、関西広域連合からの電話や郵便物には必ず応答・対応してください。

(2) 提出先

〒530-0005 大阪市北区中之島5丁目3番51号 大阪府立国際会議場11階
関西広域連合 製菓衛生師試験担当 電話 06-4803-5669

(3) 受験票

受験票は、**令和6年6月末頃**に受験願書に記入された住所に**普通郵便**で郵送する予定です。

- はがきサイズで郵送しますので、他の郵便物に紛れないよう注意してください。
- 試験日の1週間前までに受験票が届かない場合は、お問い合わせください。

10. 試験に関する留意事項

(1) 試験当日

- 試験に関する説明を行いますので、午後1時10分までに指定の座席に着席してください。**
(試験室には、午後0時30分から入室できます。)
- 試験開始後30分以上の遅刻者については、受験(入室)を認めません。**
- 受験票及び筆記用具(HBの黒鉛筆又はシャープペンシル、消しゴム)を持参してください。**ボールペン等で解答用紙に記入した場合、解答を読み取ることができず、採点不能で不合格になります。
- 試験会場には、時計がない場合もあるため、必要な方は腕時計(翻訳・計算等多機能付の時計は不可)を持参してください。
- 試験時間中は、携帯電話等の無線通信機器類の使用を禁止します。携帯電話等を時計として使用することも禁止します。
- 試験会場ごとの注意事項は、受験票に記載してお知らせします。
- 試験会場は、借り上げたものであるため、汚さないように注意してください。
- 試験会場では、食事をすることはできません。また、試験会場での他者との接触及び会話は極力控えてください。
- 各会場では、ゴミ箱は設置しないため、ゴミは全て持ち帰ってください。
- 試験会場や付近の道路・店舗等への違法駐車や迷惑行為を行った場合は、受験資格や合格を取り消し、又は試験合格後に受けた製菓衛生師免許を取り消す場合があります。**
- 試験中の急な体調不良の場合は、必ず申し出てください。
- 試験会場は、適宜換気を行います。室温の高低に対応しやすい服装で来場してください。

(2) その他

- 試験の実施に関して変更等が生じた場合は、関西広域連合ホームページで随時お知らせします。
- 災害等不測の事態によって試験開始時間の繰下げ、試験の延期又は中止等の対応をとることがあります。それに伴う受験者の不便、費用及びその他の個人的損害については責任を負いかねます。
- 受験票は、試験終了後も大切に保管してください。
- 受験願書提出後に転居される場合は、必ず郵便局に「転居届」を提出してください。
- 関西広域連合では、参考書等の紹介や受験準備のための講習会は行っていません。
- 試験会場周辺には、合否情報等を電話等によりお知らせするという業者がいることがありますが、関西広域連合とは一切関係ありません。

11. 合否判定

原則として、全科目の合計得点が、満点の6割以上であるものを合格とし、**1科目でも得点が当該科目の平均点を著しく下回る場合は、不合格とします。**

- 詳細な合格基準及び正答は「12. 合格発表」と同時に関西広域連合ホームページに掲載します。

12. 合格発表

日 時 令和6年8月23日（金） 午前10時

掲 示 先 関西広域連合本部事務局前掲示板（掲示板の掲示期間は2週間）
関西広域連合ホームページ（<http://www.kouiki-kansai.jp/>）

掲示情報 合格者の受験番号

- 合格者には合格証書を、不合格者には不合格通知を、受験願書に記入された住所に一斉に発送します。

※電話による合否の問合せにはお答えできません。

- ホームページへの掲示直後はアクセスが集中し、つながりにくい場合があります。その場合は、時間をずらしてアクセスしてください。
- ホームページへの掲示前にアクセスしていた場合、更新ボタンを押下し、掲示後の最新情報に更新する必要があります。

13. 得点の開示

開示を希望される受験者本人に限り、総得点及び科目別得点を開示します。

(1) 開示請求の受付期間

令和6年8月23日（金）から9月6日（金）（平日の午前9時30分～午後5時）

※ただし、8月23日（金）は午前10時から

(2) 開示請求の方法

次に掲げるいずれかの書類（以下「本人確認書類」という。）の写しを、「15. 問合せ先」に郵送又はファクシミリ（06-6443-7566）で送付してください。

※余白等に「製菓衛生師試験得点开示請求」及び受験者本人の電話番号を記入しておいてください。

ア 受験票

イ 合格証書又は不合格通知

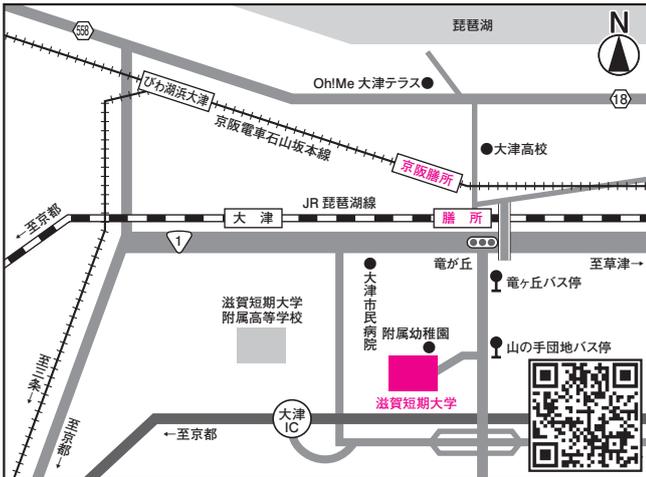
（ア、イによりがたい場合は、本人であることを証する書類（運転免許証、旅券、健康保険証等））

(3) 開示の方法

口頭（電話）により開示します。

14. 会場案内図

■滋賀会場（滋賀短期大学）



- ・JR「膳所駅」から徒歩（約15分）
- ・京阪「京阪膳所駅」から徒歩（約15分）
- ・JR「大津駅」からは、近江鉄道・湖国バス「鶴の里・花屋敷池の里団地」行き乗車「山の手団地」下車徒歩（約3分）

■福知山会場（市民交流プラザふくちやま）



- ・JR「福知山駅」から徒歩約2分

■神戸会場（神戸市外国語大学）



- ・神戸市営地下鉄「学園都市」駅下車徒歩すぐ

■京都会場（京都大学吉田南構内）



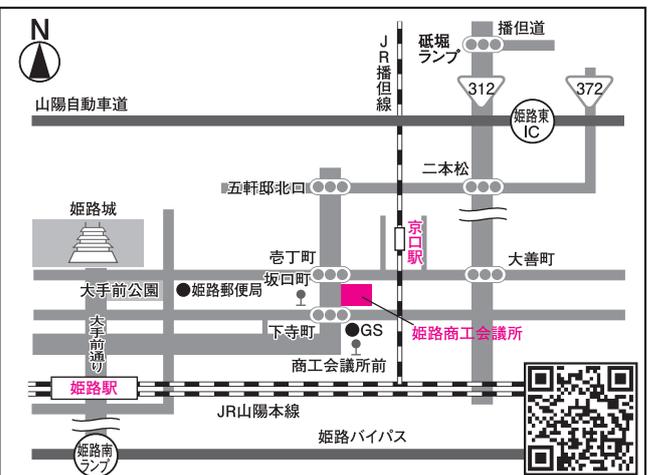
- ・京都市バス「京大正門前」下車すぐ
- ・京阪「出町柳駅」からは、201系統「祇園・みづ」行き乗車（約10分）
- ・JR・近鉄「京都駅」からは、206系統「東山通 北大路バスターミナル」行き乗車（約35分）
- ・阪急「河原町駅」からは、201系統「祇園・百万遍」行き乗車（約25分）、又は31系統「東山通 高野・岩倉」行き乗車（約25分）

■大阪会場（関西大学千里山キャンパス）



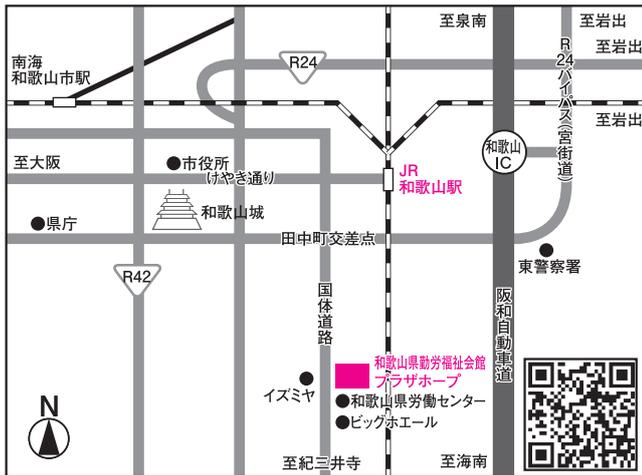
- ・阪急千里線「関大前駅」から徒歩（約5分）

■姫路会場（姫路商工会議所）



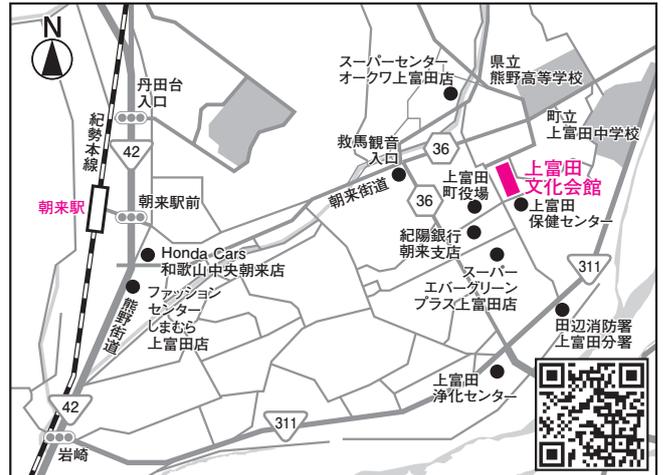
- ・JR「姫路駅」より神姫バス「日出町」行き乗車「商工会議所前」下車。又は「鹿島神社」行き、「夕陽ヶ丘」行き、「別所駅」行き乗車「坂田町」下車
- ・JR「京口駅」下車徒歩（約3分）

■和歌山会場（和歌山県労働福祉会館 プラザホープ）



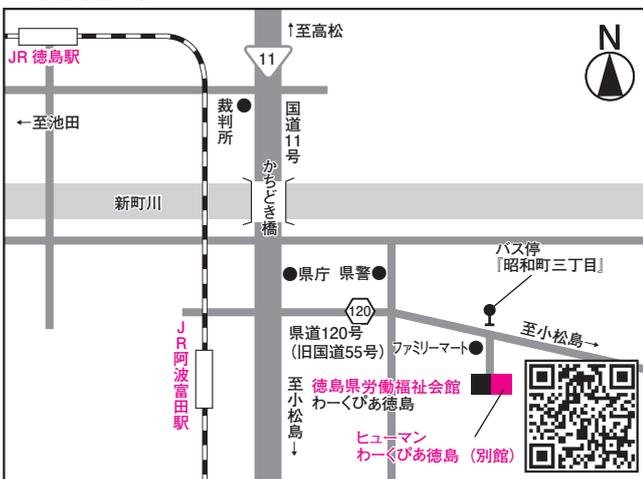
・JR「和歌山駅」から徒歩（約15分）

■田辺会場（上富田文化会館）



・JR「朝来駅」よりバス乗車（約5分）、「庁舎前」下車徒歩すぐ
 ・JR「紀伊田辺駅」よりバス乗車（約15分）、「庁舎前」下車徒歩すぐ

■徳島会場（徳島県労働福祉会館 ヒューマンわーくびあ徳島（別館））



・JR「阿波富田駅」から徒歩（約10分）
 ・JR「徳島駅」よりバス乗車（約7分）、「昭和町三丁目」下車徒歩すぐ

お問い合わせ方法について

当受験案内やホームページに記載されていない事項については、下記①～③のいずれかの方法で問い合わせいただけます。

- ①電話（06-4803-5669）
- ②ファクシミリ（06-6443-7566）
- ③Webお問い合わせフォーム

Webお問い合わせ
 フォームQRコード



（URL）

<https://www.kouiki-kansai.jp/cgi-bin/inquiry.php/13>

お仕事等で時間が取れない方は、「③Webお問い合わせフォーム」をご利用ください。

15. 問合せ先

製菓衛生師試験事務局

関西広域連合（製菓衛生師試験担当）

所在地

〒530-0005
 大阪市北区中之島5丁目3番51号
 （大阪府立国際会議場11階）

受付時間

平日 9：30～17：00

- お知らせや変更事項があれば、関西広域連合ホームページを随時更新し、お知らせします。

（<http://www.kouiki-kansai.jp/>）

